

議案第25号

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和55年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「天理市立幼稚園」を「天理市立幼稚園等」に改める。

第1条中「天理市立幼稚園（以下「幼稚園」を「天理市立幼稚園及び天理市立こども園（以下「幼稚園等」に改める。

第2条中「園長」を「幼稚園長」に改め、「主任教諭」の次に「、こども園長及び教頭（天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号。以下「給与条例」という。）別表第1の行政職給料表の適用を受ける者（以下「行政職給料表適用者」という。）を除く。）」を加え、「及び講師」を「並びに講師」に改める。

第3条の見出し中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、同条第1項中「幼稚園」を「幼稚園等」に、「天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第5条の見出し中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、同条第1項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、「教育職員」の次に「（行政職給料表適用者を除く。）」を加え、同条第2項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、「受ける者」の次に「及び行政職給料表適用者」を加える。

第6条の見出し及び同条第1項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、同条第2項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、同項第2号中「幼児」を「幼児又は子ども」に、「幼稚園行事」を「幼稚園等の行事」に改める。

附則第3項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。